

事 務 連 絡  
令 和 4 年 3 月 3 日  
一部改正 令和6年2月27日

都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

### エキスパートパネルの実施要件の詳細について

「エキスパートパネルの実施要件について」（令和4年3月3日付け健が発0303第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）において、がん遺伝子パネル検査を行った一部の症例については、エキスパートパネルの全ての参加者が、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠したファイル共有サービス等を介してそれぞれ評価（以下「持ち回り協議」という。）を行い、当該対象症例に対する全ての参加者の見解が一致した場合においては、参加者がリアルタイムで協議可能な方法でのエキスパートパネルの開催は必要としないとしております。

持ち回り協議のみ行い、リアルタイムでのエキスパートパネルの開催を必要としない症例については、下記の通りですので、管内の医療機関及び関係者に周知するよう御願いたします。

また、持ち回り協議の全ての参加者において、下記に該当する症例であるとの見解が一致しない場合は、リアルタイムでのエキスパートパネルで協議を行う必要があることを重ねて申し添えます。

### 記

- 1 病的バリエント（※1）が検出されなかった場合
- 2 検出された全ての病的バリエントが、以下の（1）～（4）のいずれかに該当し、かつ関連するガイドライン等を参考に検討した上で、二次的所見が見つからない又は疑われない場合
  - （1）「次世代シーケンサー等を用いた遺伝子パネル検査に基づくがん診療ガイドランス（※2）」におけるエビデンスレベルにかかわらず、推奨する薬剤、治験等が無い場合
  - （2）同ガイドランスにおけるエビデンスレベルAの病的バリエント
  - （3）同ガイドランスにおけるエビデンスレベルRの病的バリエント
  - （4）同ガイドランスにおけるエビデンスレベルB及びCの病的バリエントにおいて、国内

外での承認状況やガイドライン等を参考に、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院と、がんゲノム医療連携病院の間で推奨される薬剤又は推奨されない薬剤のコンセンサス（※3）が得られ、リアルタイムで協議可能な方法でのエキスパートパネルでの議論を必要としないと合意が得られているバリエーションと薬剤の組み合わせをリスト化してがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院と、がんゲノム医療連携病院の間で共有している場合

- （※1）標準塩基配列と比較したときの塩基配列や構造の違いのうち、関連するガイドライン等も参考にして、病的意義があると判断されるもの。
- （※2）日本臨床腫瘍学会・日本癌治療学会・日本癌学会の3学会合同で策定されたガイドラインの改定第2.1版。
- （※3）国内及び海外のガイドライン等や関連学会の推奨等を参考に、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院と、がんゲノム医療連携病院の間で形成されるコンセンサス。